

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

太田市

## 2 構造改革特別区域の名称

定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

太田市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 外国人労働者の集住都市

本市は、自動車産業や電気産業を中心とした製造業が数多く立地しており、また、海外に現地法人を設置している企業も多数存在している。さらに、本市は外国人が多数居住している地域であり、生産コストの削減のため、**その労働力を外国人に依存している**状況の中で、定住化に向けた外国人（特にポルトガル語・スペイン語圏）の子どもたちへの新しい教育制度の確立の必要性が益々高まっている。

### (2) 外国人の子どもたちへの教育

国際化の時代を迎えた中で、現在の外国人の子どもたちに対する日本の教育制度の現状は、必ずしもこの状況に対応したものとなっていないのが実情であり、外国人にとって、日本語の壁が大きく立ちはだかつており、生きた日本語、使える日本語の習得に視点を置いた教育システムの確立が急務となっている。

### (3) 本市の考え方

本市に居住する外国人は、ブラジルからの日系2世・3世が多く居住しており、本市の自動車関連製造企業にとって、大きな労働力となっている。

このような状況を踏まえ、外国人労働者が抱える教育への不安や、将来への不安を少しでも解消するため、定住化に向け、外国人の子どもたちが、日本語の能力を伸ばし、各教科の理解を図り、能力のある子どもたちが、日本において将来の夢を実現できるよう、外国人児童・生徒への教育システムを構築する。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 5 - 1 本市における教育施策の実施内容

本市は8年前から積極的に教育改革に取り組んできた。本市発の主な事業を挙げると

#### (1) 指導助手の配置

市内全小・中学校へ市費による学校指導助手の配置(算数の授業などで子供たちから大変喜ばれている)

#### (2) スポーツ・芸術学校の開設

スポーツ学校・芸術学校の開設(学校の枠を超えてプロやその道を熟知した先

生の指導を受ける。スポーツは14種類・芸術は4種類あり、着実に成果を上げている)

### (3) 算数支援隊・国語支援隊の設置

算数・国語の支援隊を設置して、つまずきの原因を探り、教科の理解度を向上させた。(算数の苦手な子供たちに市役所や学校、家庭にまで入り込み特別授業を実施。15年度から国語支援隊導入)

現在、これらは現行の制度の中で実施し、市内の小中学校も、また各教科とも全国平均を上まわる成果を出している。

### (4) 外国人の児童・生徒に対するバイリンガル指導(ポルトガル語等)

日本語指導教員(特配)と、市費により採用した13名のバイリンガル指導助手の連携により、日本語の理解度と、各教科の習熟度を向上させ、外国人の子どもたちへの基礎教育の推進を図っている。

### (5) 教育活動支援隊

市費により、国語や算数を中心に各教科の理解度の向上を目的に50名の支援隊を組織し、子どもたちを授業でのつまずきから救い、教科の習熟度別の指導により、勉強の楽しさを知り、教科への意欲を高めている。

## 5 - 2 外国人の子どもたちの教育に対する課題

### (1) 日本の現状の課題

いま国際化が益々進展する現状の中で、少子高齢化が進む日本社会においては「ものづくり」によって日本経済を支えてきた製造企業にとり、生産コスト削減のために、外国人労働者の需要が益々高まっている。

文部科学省は「外国人子女に対しての日本語教育」を重点施策として、教員の特配制度を実施しているが、外国語が解らない日本語教員が大半であり、児童生徒の不安や、不明な点など、「心の教育」としても、不安を取り除いた本当の意味での日本語の指導が十分にできない。

### (2) バイリンガル授業の必要性

ブラジルからの外国人労働者は、製造企業にとっても貴重な労働力となっていることから、その定住化が要望されている。しかし、その子どもたちを取り巻く、教育環境は、日本語が解らない子どもたちにとって、非常に厳しい状況である。

この環境を改善するため、日本語と母国語の解るバイリンガル教員の必要性が叫ばれている。日本語の習得を目標としたバイリンガルの授業を行うことによって、外国人の子どもたちが、日本語への理解と、日本の教育を学ぼうとする意欲を引き出し、外国人の保護者への不安を解消することが、定住化にも繋がってくると考える。

### (3) 本市の取り組み

本市も先に挙げた施策の他、外国人の子供たち(ポルトガル語圏・スペイン語圏)に対し、課外授業において試験的にバイリンガル指導による授業を実施しているところである。しかし、指導助手では、教員免許を有せず、通常授業を行なうことができない。また、課外授業のため、日本語や教科指導における時間が限られてしまっている。

このように本市としても様々な努力を行なっているが、現状の教育現場では、日本語の難しい表現や、母国語との意味・内容の違い等、その伝達について、日本語が解らず、授業について行けない外国人の子供たちが多く存在することは否めない。つまり、実践的な指導の面で、外国人の子どもたちに対する

教育成果が十分に得られていないのが実情である。

日本語能力を高め、教科の理解を真剣に求めるならば、子どもたちが自然に言葉を覚えるように、早期に日本語の意味や活用を、バイリンガル指導により教えて行くことが一番である。バイリンガルの教員と、教科の授業を行なえる日本人教員との2人担当制を実施し、さらには、バイリンガルの教員が正規の教師として、責任と熱意をもって臨むことができれば、生きた日本語の理解度が高まり、各教科に対しても、外国人の子どもたちが本来の能力を発揮できると考える。

### 5 - 3 特区計画の意義

#### (1) 本市の状況

- ・現行制度において、週5時間の取り出し授業を特配教員により行なっている。これは1日1時間程度であり、その他は通常授業となり、日本語の習熟度があがっていないのが現状であり、授業内容が全く理解できずにいるのが現状である。
- ・日本語指導の特配教員は外国語が話せず、外国人の子どもたちとの心の会話ができず、各教科の理解度の向上も難しい。
- ・外国人は、市内の各公立学校に点在しており、日本語指導の教員だけでは、日本語の習熟度も、教科の理解度も、向上させることは難しい。

#### (2) 状況下における本市の取り組みの意義

- ・本市では、公立学校において外国人の子どもたちを集中させ、日本語の習熟度を基本に外国人の子どもたちの特別クラスを編成し日本語の小・中一貫授業行なう。
- ・バイリンガル教員の採用により日本語の授業と、主要教科の授業を実施する。この取り組みは、工業都市である本地域にとって、外国人の子どもたちへの教育的配慮による進学率の向上や、選択肢の拡大を推進するだけでなく、外国人の定住化により、経済基盤の安定と地域経済の発展に大きく貢献するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 6 - 1 目標

#### (1) 日本経済を支える製造企業の労働力問題

日本経済は、少子高齢化の急速な進展に伴い、将来労働力が減少することは確実であり、製造企業や看護・介護など、我が国の経済社会や国民生活にとって不可欠な「ものづくり」の分野においても労働力不足を生じ、支障をきたすことが大いに懸念されている。

#### (2) 本市の地域性

本市の現状は、自動車製造関連企業や金型製造企業を中心とした工業都市の観を有し、その製造に関しては低コストの労働力である外国人労働者に依存している。また、この景気の低迷により、今後もさらに製造企業は外国人労働者に頼らなくてはならない状況である。このような中で、国や地域としても定住化を希望する外国人労働者の受け入れについて、社会保障制度や健康保険制度、年金、医療、教育といった様々な課題を抱えているが、本地域としても益々促進されるグローバル社会の中で、外国人労働者との共生に向けた社会基盤を整え定住希望の外国人労働者が安心して暮らせる環境整備を推進して参りたい。

### (3) 外国人労働者が抱える教育問題

外国人労働者の多くは、日本語が解らないため、その子弟をインターナショナルスクールや、母国の学校へ通わせているが、母国の教育制度による母国語での学習であり、日本語の習得にはならない。その上、経費は高額であり、単純労働の外国人にとってその経費の捻出は容易ではないのが実情である。

### (4) 本地域での取り組み目標

本地域で定住を希望している多くの外国人労働者の子どもたちは、公立学校へ通っているが、日本語が解らないため、能力があるのに進学への道を諦めたり、不登校になったりする子どもたちも多く見受けられる。このため、本認定申請により、外国人労働者が定住化に向けて安心して共生できるよう、その子どもたちの将来に対する教育への不安を解消し、地域で安心して暮らせ、地域に根ざした外国人の育成を推進するものである。

## 6 - 2 「定住化に向けた外国人の児童・生徒の教育特区」の実施目標

この目標を実現するため、当該計画においては、市内の小中学校に外国人の子どもたちの日本語の習熟度に応じた集中校を開設し、**外国人の子どもたちの特別クラス**を設け、日本語習得、及び主要教科の理解度の向上を目指した**バイリンガル授業**を実施し、総合的な生きた日本語が習得できる先進的な教育環境を構築する。

その計画の中で、児童・生徒の日本語の理解度、及び習熟度を3段階に区別し、小・中学生の年齢を問わず、日本語の習熟度に応じて、計画的・継続的な学習を通して、生徒一人ひとりの能力や可能性を十分引き出すとともに、母国の歴史や日本の歴史を比較し、両国の理解を深め、地域経済や日本経済に貢献できる外国人を育成したい。

また、日本語による教育に重点を置き、様々な人々との意思の疎通が図れる日本語能力の育成に努め、中学校修了段階で日本人と変わらない進学等の選択肢が持てる外国人の子どもたちの育成を目標としたい。

## 6 - 3 「定住化に向けた外国児童・生徒の教育特区」の実施内容

### (1) 外国人児童生徒の集中校の設置

太田市立の小中学校を6ブロックに分け、その中で、希望制により、外国人の子どもを集中させ、教育課程における教科の授業時間を変更し、**日本語の習熟度に応じた特別クラス**を設置する。……………(資料1)(資料2)

### (2) 市費負担教員の採用

特区法810による市町村費負担教員(バイリンガル)の採用により、日本語の難しい表現や意味の理解度を高めるため、バイリンガル授業を実施する。

### (3) 特別免許状授与手続の迅速化・簡素化の特例措置

事業実施にあたり、バイリンガル教員(ポルトガル語等)の採用を行なう予定であるが、日本の教員免許は有しないが、外国での教員免許を持った人材の採用については、特区法に基づく808及び809の特別免許状付与手続の迅速化・簡素化事業により、日本での教員免許状の授与を行ない、外国人児童・生徒への教育的配慮を行なう。

### (4) ブロック内の複数集中校の訪問指導

居住地からの通学の問題から、児童が集中できずに集中校が複数となった場合は、教師がチームを組んで、ブロック内の集中校を移動するシステムも実施したい。……………(資料3)

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

・一般的な経済効果指標

(1) 市費負担による教員の雇用創出

市費負担によるバイリンガル教員の採用募集により、雇用の促進が図れる。

(2) 外国人労働力の確保による地域産業の振興

定住化が促進することにより、地域の製造企業にとって、安定した労働力の確保ができる。

(3) 外国人の定住による地域経済の活性化

定住化が促進されると、外国人労働者の地域での生活基盤が確立されることにより、消費が促進され、税収の増加も見込まれる。

・教育関連の指標

(1) 外国人の子どもたちの日本語の習熟度・教科の理解度の向上

バイリンガル指導により、外国人の子どもたちが、早期に日本語を理解し、学習に対する意欲を増進させる。

(2) 外国人の子どもたちの進路等の選択肢の拡大

現在、外国人(特にブラジル)の子どもたちは、日本語が解らないことにより、各教科の理解度も低く、高校への進学を断念したり、また、日本語が解らないため、就職についても非常に厳しい状況にある。この特区の認定により外国人の子どもたちが進学や就職の面でも、自分の選択肢を拡大できると考える。

(3) 当該地域の外国人の進学率の増加

中学校3年生になるまでに、登校しなくなったり、未就学だったりする生徒は除き、昨年度の外国人(ブラジル)の中学校の卒業生は16名でありその進路については下記の表のとおりである。

(単位 人)

	人数	公立高校	私立高校	在家	就職	帰国	不明
男	10	2 (定時制1)	1	2	3	1	1
女	6	3	2	1	0	0	0
計	16	5	3	3	3	1	1

\* 進学率等の努力目標

特区認定後、目標として現在の低学年(小学校3年生以下)が中学校3年生になる時点(6年後)においては、外国人の子どもたちの進学率が90%以上になるよう努力して参りたい。

(4) 不登校の減少による地域犯罪の削減

地域性から外国人の犯罪件数は増加傾向にあるが、この特区認定により犯罪へ手を染める外国人の削減の一助となると考える。

(5) 外国人のスラム化の防止

未就学や、不登校の外国人児童・生徒が増加し、また、家で遊んでいる青少年が増加すると日本語が解らないため、また、安定した収入が得られないため、居住に関しても集中し、スラム化が進むことが予測されるが、特区認定後は日本語の習熟度の向上が推進され、進学や就職率が向上することによりスラム化が防止できると考える。

8 特定事業の名称

- 808 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
- 809 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業
- 810 市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)

**バイリンガルによる日本語指導の授業の実施**

日本語が全く解らない外国人の子どもたちは、公立学校に入学しても、全く授業について行けない状況である。そのため、まず、日本語の習熟に重点を置き、母国語と日本語のバイリンガル教育により、日本語学習と、各教科内容の理解の向上を目指す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料 4)(資料 5)

**日本語塾の開校(プレスクール)**

本塾は、入学予定の外国人の児童、及び中途来日者で、日本語が全く解らない子どもたちを対象とした日本語塾を平成17年4月に市有施設を利用し開校する。日本の教育制度、及び日本語の事前準備を実施し、小学校入学後の日本語の授業に充分対応できる能力を身につけさせる。  
なお、開校時間は一般の幼稚園終了後の午後3時から6時までの2～3時間程度を予定し「塾」形式とする。

(2) バイリンガルスクールの開設

外国人の小中学生、及びその保護者を対象とした、母国語と日本語の対比によるバイリンガルスクールの開設(日本の風土や習慣及び国保・年金・税などの社会保障制度、教育システム等の理解度を高める)

**(仮称) サタデースクールの開校**

公立学校に勤務するネイティブスピーカーや、バイリンガル指導助手による、市内の小中学生のためのバイリンガルスクールを開設する。対象は入学を希望する小中学生とし、学校は土曜日などを利用し授業を行う。よって子供たちに日本の風土や風習を理解してもらい、日本語能力の向上を図る。

**一般外国人居住者を対象とした日本語講座の開講**

集中校に勤務する教師陣による、一般市民向け講座を開設し、外国人全体の日本語の会話能力の向上を図る。これによって市内に在住する外国人とのコミュニケーションが活発になり、落ち着いて生活できる環境をつくる。

**集中校教師陣のボランティア活動による短期外国語会話講座の開設**

ボランティア活動による市民を対象とした外国語会話講座を開催し、日本人が外国語を学ぶ機会を設け、より外国人との共生のための理解増進を図る。

**外国人児童生徒の日本語スピーチコンテストの開催**

小学生から中学生までの子どもたちを対象に、日本語のスピーチコンテストを実施し、日本語の習熟度向上と、日本での生活についての夢を育む。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

808 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

太田市教育委員会、及び太田市で採用するバイリンガル教員

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### 事業に関する主体

太田市、太田市教育委員会、

現在、太田市に居住する外国人の子どもたちは、国及び県の政策で特配されている日本語指導教員により、週5時間程度の日本語指導を受けているが、せっかくの日本語指導教室を実施しても、お互いの意志の疎通ができないため、適切な指導やアドバイスができないのが現状である。定住化を希望する外国人の子どもたちに太田市、及び太田市教育委員会で、日本語とポルトガル語等が話せるバイリンガル教員を採用し、外国人の子どもたちに対する日本語の習熟度及び義務教育レベルの理解度の向上を図るものである。

#### 事業が行われる区域

太田市の全域

#### 事業の実施期間

特区計画認定の日から

#### 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

##### ・市費負担教員の採用

太田市は、製造企業で働く外国人労働者が多く居住している。特にブラジルからの日系2世・3世の外国人居住者が80%を占めており、その外国人の子どもたちは、日本語が解らないことが、学習への壁となっており、持っている能力を生かせずに、進学や就職においても不安定な状況にある。

この状況を改善するため、本市では、外国人の子どもたちを集中させ、日本語指導を中心としたカリキュラムを作成し、小中学校の児童・生徒に集中的に日本語教育を実施し、習熟度の強化に努める。

特に日本語の意味や、日本語の難しい表現などは、現状での日本語指導教員では外国語（特にポルトガル語）が解らないため、子どもたちへの説明が出来ないのが現状である。そこで、ポルトガル語と日本語が解る外国人教員や、日本人教員を市費負担により採用し、バイリンガル授業を行なう。

##### ・特別免許状授与手続の迅速化事業

日本語指導、及び主要教科指導に伴うバイリンガル教員の採用を行なうことにより、日本語と母国語の対比を行ない、外国人の子どもたちに的確な意味の伝達ので

きるよう、また、心の教育として教員と生徒の触れ合いができるよう外国人のバイリンガル教員の募集を行なう。

これに伴い、日本の教員免許の取得が必要とされるため、円滑に外国人教員の採用認可が受けられるよう本特定事業の適応を望むものである。

採用の条件としては、まず、バイリンガルであること、次に教育という面から、その外国での教員免許取得者を採用する。

#### ・外国人児童生徒用の教材資料の作成

外国人の子どもたちのために、日本語の習熟度別のカリキュラムの作成と、バイリンガル授業の教材資料作成のため、認可後は速やかにバイリンガルの教員の採用を行ない、特区校の開設への準備を推進する。

#### ・プレスクールの開設

平成17年4月には、就学前の年齢の外国人の子どもたちや、入国したばかりの外国人の子どもたちを対象に、プレスクール(日本語塾)を開設し、日本の教育に対する事前教育をバイリンガル授業によって実施する。

この開設にあたり、採用した外国人教員の力を借り、小学校の就学に必要な基礎的な日本語が遊びながら学習できる環境を整える。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 市費負担によるバイリンガル教員の採用

現状の特配による日本語教員では、ポルトガル語等が話せないため、子どもたちとのコミュニケーションが上手く取れず、日本語指導の成果があがらない。

また、太田市が採用しているバイリンガル指導助手では、教員免許を取得していないため、課外授業となり、時間も多く取れない。このため、遅れた教科の理解度についても向上させるまでには至らない。よって、この特例措置により、定住化を目指す外国人児童・生徒に対し、市費負担によって、外国人バイリンガル教員の採用を行う。

### (2) 特別免許状の申請

教員免許状を有しているバイリンガルの教員を募集する予定であるが、現在の日本人教員では、ポルトガル語等のバイリンガルの教員が殆どいないため、日本国内外での教員免許状を有した、バイリンガル教員の採用を行なう予定である。

しかし、外国での教員免許状では、日本では教えられないため、この特別免許状授与手続の迅速化事業の特例措置を適用することにより、教師と生徒間の意思の疎通を図り、外国人の子どもたちが、安心して日本語学習や教科学習に取り組めるよう配慮したい。

計画初年度は、太田市内の通学区を6ブロックに分け、その中で、外国人の児童・生徒が通える学校(小学校・中学校)を集中校と位置づけ、**外国人児童・生徒を集中させ、日本語指導に対する小中一貫での授業を行なう。**採用については、各ブロックに1名の配置ができるよう、**最低6名のバイリンガル教員を採用する。**

### (3) 太田市教育委員会の意見

太田市教育委員会では、外国(ブラジル等)での教員免許状を有し、日本語の堪能なネイティブの教員の採用にあたり、円滑な教員活動が行えるよう、本特定事業の適用を望むものである。

外国の子どもたちは、日本国籍を有しない限り、就学の義務は無いが、本地域を取り巻く経済環境は、自動車製造関連企業を中心とした工業都市として形成されており、その製造部門において、低コストで労働を提供してくれる外国人労働者に依



存している状況である。このことから、外国人労働者が安心して居住できるように、その子どもたちへの教育的配慮は必要不可欠なものである。それによって、定住化が促進され、能力のある外国人の子どもたちが、本地域において、また、日本の社会において、自分の夢を実現できるようになると考える。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

809 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

太田市教育委員会、及び太田市で採用するバイリンガル教員

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### 事業に関する主体

太田市、太田市教育委員会、

太田市、及び太田市教育委員会では、定住化を希望する外国人の子どもたちのために、日本語とポルトガル語等が話せるバイリンガル教員を採用し、日本語の習熟度及び義務教育レベルの理解度の向上を図る。この教員の採用に際し、より効率的にその免許状を授与するため、太田市を包括する群馬県が行なう教員採用検定検に必要な書類・手続きについて、事前に群馬県と太田市において協議連携し、手続きの簡素化を行ない事業実施の円滑化を図るため、本特定事業の認定を要望する。

#### 事業が行われる区域

太田市の全域

#### 事業の実施期間

特区計画認定の日から

#### 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

##### ・市費負担教員の採用

太田市は、製造企業で働く外国人労働者が多く居住している。特にブラジルからの日系2世・3世の外国人居住者が80%を占めており、その外国人の子どもたちは、日本語が解らないことが、学習への壁となっており、持っている能力を生かせずに、進学や就職においても不安定な状況にある。特に日本語の意味や、日本語の難しい表現などは、現状での日本語指導教員では外国語(特にポルトガル語)が解らないため、子どもたちへの説明が出来ないのが現状である。そこで、ポルトガル語と日本語が解る外国人教員や日本人教員を市費負担により採用し、バイリンガル授業を行なう。

##### ・免許状授与手続の簡素化事業

日本語指導、及び主要教科指導に伴うバイリンガル教員の採用を行なうことにより、日本語と母国語の対比を行ない、外国人の子どもたちに的確な意味の伝達ができるよう、また、心の教育として教員と生徒の触れ合いができるよう外国人へのバイリンガルによる授業を行なう。

これに伴い、群馬県との連携協議の中で、市町村採用教員の免許状授与手続きが

簡素化され、効率的な特区計画の実施ができるよう、また、円滑に市費負担教員の採用認可が受けられるよう本特定事業の適応を望むものである。

採用の条件としては、バイリンガルであること、外国人にあっては、国外での教員免許取得者を採用する。

#### ・外国人児童生徒用の教材資料の作成

外国人の子どもたちのために、日本語の習熟度別のカリキュラムの作成と、バイリンガル授業の教材資料作成のため、認可後は速やかにバイリンガルの教員の採用を行ない、特区校開設への準備を推進する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 市費負担によるバイリンガル教員の採用

現状の特配による日本語教員では、ポルトガル語等が話せないため、子どもたちとのコミュニケーションが上手く取れず、日本語指導の成果があがらない。

また、太田市が採用しているバイリンガル指導助手では、教員免許を取得していないため、課外授業となり、時間数も多く取れない。よってこの特例措置により、定住化を目指す外国人児童・生徒に対し、市費負担により、バイリンガル教員の採用を行い徹底した日本語指導と、主要教科の理解度の向上を図る。

### (2) 市費採用教員に係る教員免許状申請に伴う手続きの簡素化

教員免許状を有しているバイリンガルの教員を募集する予定であるが、外国人の採用については、外国での教員免許状では、日本では教えられないため、群馬県と連携協議する過程において、日本での免許状授与に関し、その手続きの簡素化事業の特例措置の適用を受けることにより、効率的な事業実施を推進する。

そして、採用したバイリンガルの教師による授業の実施により、教師と生徒間の意思の疎通を図り、外国人の子どもたちが、安心して日本語学習や教科学習ができる環境整備を行なう。

### (3) 太田市教育委員会の意見

太田市教育委員会では、外国(ブラジル等)での教員免許状を有する、バイリンガル教員の採用にあたり、円滑な教員活動が行えるよう、また、効率的に教員免許が取得できるよう、本特定事業の特例措置の適用を望むものである。

本地域は、自動車製造関連企業を中心とした工業都市であり、その製造部門における労働力は、外国人労働者に依存している。このことから、外国人労働者が安心して居住できるように、その子どもたちへの教育的配慮は必要不可欠なものである。本事業の推進によって、言葉の壁を取り去り、日本語の習熟度や各教科の理解度が高められ、本来の自分の能力を發揮できるものとする。

この特区計画の実施は、外国人の子どもたちに対して、公教育においては画期的な教育システムであり、共生という問題の中で、教育に対する外国人の不安を取り除き、定住化を促進できる教育施策であると確信する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

太田市で採用するバイリンガル教員

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### 事業に関する主体

太田市、太田市教育委員会、

現在、国及び県の政策で特配されている日本語指導教員は、外国語（主にポルトガル語）が解らず、外国人の子どもたちも日本語が解らないため、せっかくの日本語指導教室を実施しても、理解度や習熟度の判断が難しく、お互いの意志の疎通ができないため、適切な指導やアドバイスができないのが現状である。

また、中学生については、各教科の授業も高度となり、日本語が解らないため、全く授業について行けずに、ただ教室にいるだけの状況となっている。

この結果、日本語指導教員とのコミュニケーションも取れずに、教科の理解度の向上も見込めず、理解度テストでも低レベルの点数しか取れない。

このため、日本語指導の特配教員をより生かすためにも、外国人の児童生徒（主にポルトガル語圏）の集中校の設置に伴い、市町村立学校給与負担法の特例措置に基づき、国籍は問わないが、日本国内外での教員免許を有したポルトガル語と日本語のバイリンガル教員の採用を行ない、定住化に向けた日本語の習熟度別授業と、教科の理解度別授業を実施し、早期に、学習に取り組める体制を確立する。

#### 事業が行われる区域

太田市の全域

#### 事業の実施期間

特区計画認定の日から

#### 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

##### ・集中校の設置

現在太田市内の公立学校に通う外国人の児童・生徒（主にポルトガル語圏）たちは、小学校で124名、中学校で37名を数える。・・・・・・・・（資料6）別紙にて前述したが、太田市では、日本語の習熟度別に外国人子女の集中校を設置し、独自カリキュラムを作成し、外国人の子どもたちへの小中学校の児童・生徒の日本語教育を実施し、習熟度別授業を行なうとともに、日本語の意味や、日本語の難しい表現などをバイリンガル授業によって補う。

##### ・市費負担によるバイリンガル教員の採用

主要教科について、バイリンガル授業を行なために、特区認定後直ちに、バイリンガル教員の募集を行なう。

既存の公立小・中学校において、外国人の児童・生徒の日本語指導教室の強化を行い、各通学区の外国人の子どもたちに対し、集中校の案内を通知し、希望によりその集中校に配置する準備を進める。

・ **外国人の子どもたちのカリキュラム作成**

習熟度別のカリキュラムの作成と、バイリンガル教員の研修期間を設けるため、円滑に市費負担教員の採用認可が受けられるよう手続きを進める。それと同時に、公教育との教育内容の精査を行ない、必要な準備も併せて進めて参りたい。また、平成17年4月には、外国人の児童・生徒を対象に、プレスクール(日本語塾)を開設し、塾形式の事前日本語教育研修をバイリンガル授業によって実施する。

教育カリキュラムは、日本語の理解度の向上と、各教科の習熟度の向上を図るため、習熟度が上がるごとに日本語の割合を高め、日本の高校入試に十分対応できる日本語能力の習得と、教科の理解度の向上を推進する。中学校では各教科の習熟度を3段階に分け、外国人子女が自分の理解度に応じた授業が受けられるようカリキュラムの構築を図る。

\* **日本語や教科の習熟度において、日本人と全く遜色がない児童生徒については、希望により通常の日本人のクラスで授業を受ける**

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 市費負担によるバイリンガル教員の採用

日本語とポルトガル語等のバイリンガル教員の必要性については、前述したとおり、現状の特配による日本語指導教員では、ポルトガル語等が話せないため、子どもたちとのコミュニケーションが上手く取れず、日本語指導の成果があがらない。

太田市が採用しているバイリンガル指導主事では、課外授業となり、時間数も多く取れない。また、遅れた教科の理解度についても向上させるまでには至らない。よって、この特例措置により、定住化を目指す外国人児童・生徒に対し、市費負担によって、バイリンガル教員の採用を行う。

このバイリンガル教員を採用することによって、教師と生徒間の意思の疎通を図り、外国人の子どもたちが、安心して日本語学習や教科学習に取り組めるようになることと確信する。

計画初年度は、太田市内の通学区を6ブロックに分け、その中で、外国人の児童・生徒が通える学校(小学校・中学校)を集中校と位置づけ、**外国人児童・生徒を集中させ、小中一貫での授業を行なう予定であり、最低6名のバイリンガル教員を採用する。**この採用については、特区法に基づき、太田市において認可後、速やかに募集を行なう。

・ **関連事業**

関連事業として、プレスクールを開設し、5・6歳児及び、中途来日して日本語が全く解らない外国人の子どもたち、及びその保護者を対象に、バイリンガルの塾形式によって、日本への定住化に対する意識と、外国人の子どもたちへの事前教育を行う。

## (2) 太田市教育委員会の意見

太田市教育委員会では、市費負担をしても、このバイリンガル教員を採用することに対しては、本地域の特殊性からも、その必要性は非常に大きいと判断する。理由として、本地域を取り巻く経済環境は、自動車製造関連企業を中心とした工業都市であり、その製造部門において、低コストで労働を提供してくれる外国人労働者に依存している状況である。特にブラジルからの日系2世・3世が多く、彼らの中には定住化を希望する者も多くいるが、日本語が解らない子どもたちへの教育の不安があがっている。

現状では、言葉の壁により、能力があるにもかかわらず、高校へ進学率できる外国人の子どもたちは50%程度に留まっている。

よって、この特別区域計画の事業が認定され、本事業が実施された場合は、外国人の本地域への定住化の促進が図れ、製造企業における貴重な労働力が確保されるとともに、外国人労働者の子どもへの教育的施策として、定住化に向けた、外国人の子どもたちの夢を育むものであると確信する。